

平成19年(2007年)6月27日
建設委員会資料
都市整備部土木・交通担当

控訴事件の判決及び同判決に対する上告の提起について

1 事件名

自転車等撤去処分取消請求控訴事件（東京高等裁判所 平成18年（行コ）第324号）

2 当事者

控訴人（上告人） 中野区民
被控訴人（被上告人） 中野区

3 訴訟の経過

平成18年(2006年) 6月12日 東京地方裁判所に訴えの提起
11月10日 東京地方裁判所で請求棄却の判決言渡し
12月 5日 東京高等裁判所に控訴の提起
平成19年(2007年) 3月22日 東京高等裁判所で控訴棄却の判決言渡し
4月10日 最高裁判所に上告の提起

4 事案の概要

本件は、区長が控訴人の自転車を撤去し、撤去費用等5,000円を徴収したことから、控訴人が、本件自転車の撤去は違法であり、本件撤去費用等の徴収は法的根拠を欠くものであるなどと主張して、被控訴人に対し不当利得返還あるいは国家賠償として本件撤去費用等相当額5,000円等の支払を求めた事案である。

控訴人は、第一審判決では請求が棄却されたため、控訴を提起したが、第二審判決でも控訴が棄却されたため、上告を提起した。

5 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、5,000円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。
- (4) 仮執行の宣言

6 判決

(1) 主文

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 次の判断を加えるほかは、原判決のとおりであるから、これを引用する。

イ 自転車安全利用促進法第6条第5項は、放置自転車の撤去費用等を当該自転車の利用者に負担させることができる旨を規定しているが、放置自転車の「所有者」は同時に「利用者」であるのが通常であり、その両者を厳格に区別すべき合理的な理由はないし、放置自転車の利用者が判明しない場合に当該自転車を引き取ろうとする所有者に撤去費用等を負担させることは十分に合理的な理由を有する。そうすると、自転車安全利用促進法第6条第5項の規定が、放置自転車の撤去費用等を負担させる者を厳格に「利用者」のみに限定して「利用者」ではない「所有者」に負担させることを禁止した趣旨の規定と解することはできないから、条例において放置自転車の撤去費用等を当該自転車の所有者又は利用者の負担とができる旨を定めたとしても、自転車安全利用促進法第6条第5項の規定の趣旨に何ら反するものではない。したがって、本件条例第30条の規定も、地方公共団体の条例制定権について「法令に違反しない限り」と規定する地方自治法第14条第1項に違反するものではない。

ウ 一般に、条例や規則を含めた行政法規については、それによって国民の利益を害せずまた新たな義務を課するものでない場合には遡及的に適用することが許される。改正後の本件規則第16条第2項は、放置自転車の所有者が撤去費用等の徴収を免れる場合を拡張したものであって、放置自転車の所有者の負担を実質的に軽減する方向での改正であるから、それによって国民の利益を害せずまた新たな義務を課するものでもない場合に該当することは明らかであり、その遡及的適用が許されないとする理由はない。

エ 本件自転車が盗難により放置されたものであることを控訴人が申し出た際に、その裏付けとなる客観的な資料を提出したことはうかがえない。そのため、被控訴人の担当者は、その申出が真実であると客観的資料によって認めることができなかつたのである。よって、本件撤去費用等の徴収について、改正後の本件規則第16条第2項第1号後段の「当該申出が真実であると客観的に認められるとき」に該当するということはできない。

オ よって、控訴人の請求を棄却した第一審判決は相当であり、本件控訴は理由がない。

7 上告の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被上告人は、上告人に対し、5,000円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 上告費用は被上告人の負担とする。